令和５年度 岐阜県都市計画審議会

（第２２１回～第２２２回）

議案番号	議　案　名	概　　要

第２２１回　　令和５年１０月２日

1	各務原都市計画区域区分の変更について	都市計画法第２１条第１項に基づき各務原都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：１箇所　約17.4ha
2	関都市計画区域のうち関市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	関都市計画用途地域の変更（関市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 ＜区域面積＞ Ⅲ　約11,457ha 　→約11,449ha(約8ha減)

第２２２回　　令和６年３月２１日

1	各務原都市計画区域区分の変更について	都市計画法第２１条第１項に基づき各務原都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：１箇所　約11.7ha
2	可児都市計画区域のうち可児市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	可児都市計画用途地域の変更（可児市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 ＜区域面積＞ Ⅲ　約6,352.3ha 　→約6,335.1ha(約17.2ha減)
3	御嵩都市計画区域のうち御嵩町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	御嵩都市計画用途地域の変更（御嵩町決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 ＜区域面積＞ Ⅲ　約5,079.7ha 　→約5,078.6ha(約1.1ha減)